

搬入時留意事項

- ① 鎮火から 48 時間以上経過してから搬入をお願いいたします。
- ② 受付の際、必ず罹災証明書（コピー可）及び一般廃棄物処理手数料免除願（原本）を持参してください。
- ③ 荷降ろしは、搬入者ご自身となります。
- ④ 木材を搬入の際は、他のごみを混載しないようお願いいたします。
- ⑤ ごみを袋に入れて搬入する場合は、透明袋に入れてください。
- ⑥ 可燃物、不燃物に分別して搬入してください。
- ⑦ 濡れているものは、できるだけ乾いてから搬入してください。
- ⑧ 可燃物は、大きさ 1 メートルまでのものと、それ以上のものに分けて搬入してください。
- ⑨ 不燃物に付着した炭化した可燃物や、焼け溶けたプラスチックは取り除いてから搬入してください。
- ⑩ 中身の入った缶やビンは、中身を取り除いてから搬入してください。
- ⑪ ごみの持ち込みで可燃物、不燃物のほか、小型二次電池内蔵品、1 メートル以上の木材は、その種類ごとの置き場に降ろして下さい。

その他留意事項

- ① り災していない箇所のいわゆる片付けごみは、対象外となります。
- ② 店舗、工場、アパート等単独の事業用建造物の火災ごみは、対象外となりますが、住居を兼ねている場合は、住居部分のみ対象となります。
- ③ 量は 1 日 20 枚まで搬入可能となります。

《搬入等に関するお問い合わせ》

筑西広域市町村圏事務組合 環境センター	☎ 0296-33-3755
結城市役所 生活環境課	☎ 0296-34-0370
筑西市役所 環境課	☎ 0296-24-2130
桜川市役所 生活環境課	☎ 0296-75-3111（代表）